平成２５年（フ）第５７１３号
東京都豊島区上池袋３丁目30―１―201
債務者　藤田　弘光
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７２１号
東京都台東区三筋２丁目21―７―206
債務者　笹森由季子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３６号
埼玉県川越市中台２丁目５―11―105
債務者　橋本　裕美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３７号
神奈川県横浜市戸塚区原宿２丁目22―７―302
債務者　工藤　智幸
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３８号
神奈川県横浜市戸塚区原宿２丁目22―７―302
債務者　工藤　久美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３９号
神奈川県横浜市緑区中山町1064―101
債務者　神　　大樹
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４０号
埼玉県上尾市富士見１丁目20―６　富士見団地
債務者　山崎　憲司
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４１号
東京都足立区西新井７丁目７―10―603
債務者　先崎　香織（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４２号
埼玉県川口市芝宮根町20―15―201
債務者　秦　　保司
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４３号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目30―27　ドリームＡ201
債務者　松井　　隼
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４４号
東京都足立区梅田７丁目３－３―102
債務者　吉井さゆり（旧姓野辺）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７６０号
東京都葛飾区高砂８丁目31―９
債務者　小野口珠美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９６号
東京都板橋区成増３丁目16―12―201
債務者　福山　晶子（旧姓井村・今福）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９８号
東京都荒川区荒川６丁目48―４―103
債務者　須藤　　博
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９９号
東京都新宿区西新宿４丁目16―12―205
債務者　福井　　恒
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部